

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	佐賀市医師会立看護専門学校
設置者名	一般社団法人 佐賀市医師会

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・ 通信 制の 場合	実務経験のあ る教員等によ る授業科目の 単位数	省令で定める 基準単位数	配 置 困 難
看護専門課程	看護科	夜・ 通信	36単位 (33単位)	10単位 (9単位)	
		夜・ 通信			
		夜・ 通信			
		夜・ 通信			
(備考) 学校教育法の改正に伴い、()内の数字は改正前の単位数を記載している。					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

一覧表を事務所で常時閲覧出来るようにしている。

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の2-②【(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第2号の2-①に掲げる法人以外の設置者（公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等）は、この様式を用いること。

学校名	佐賀市医師会立看護専門学校
設置者名	一般社団法人 佐賀市医師会

1. 大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

名称	学校評価委員会
役割	教職員が学校の理念や教育目的・目標に照らして自らの教育活動について行った以下の自己評価を、学校長が委嘱した委員2名が評価する。 ・自己評価の結果の内容が適切かどうか。 ・自己評価の結果を踏まえた今後の改善方策が適切かどうか。 ・学校の重点目標や自己評価の評価項目等が適切かどうか。 ・学校運営の改善に向けた実際の取組が適切かどうか。 委員会は上記の評価結果や今後の改善方策等についてとりまとめ、広く公表するとともに、学校はこれを自己評価の改善方策の検討において活用し、次年度の重点目標の設定や具体的取組の改善を図る。

2. 外部人材である構成員の一覧表

前職又は現職	任期	備考（学校と関連する経歴等）
診療所理事長	2026年4月1日 ～2028年3月31日	2010年4月1日より 佐賀市医師会理事 2019年6月22日より現在 佐賀市医師会副会長
介護施設長	2026年4月1日 ～2028年3月31日	2014年4月1日より 2021年3月31日まで 佐賀市医師会立看護専門学校 看護専門課程同窓会長 2021年4月1日より現在 佐賀市医師会立看護専門学校 看護専門学校前同窓会長
(備考)		

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	佐賀市医師会立看護専門学校
設置者名	一般社団法人 佐賀市医師会

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。 (授業計画書の作成・公表に係る取組の概要) 講師にシラバスで授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準、その他の事項の確認を随時行い、教務会議で検討後3月までにシラバスを作成している。シラバスは外部の方も閲覧できるよう4月に公表している。	
授業計画書の公表方法	4月にシラバス並びに学生生活の葉を事務所で常時閲覧出来るようにしている。
2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。 (授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要) 全科目履修。全科目2/3以上の履修がなければ試験を受けることができない。科目の2/3以上の履修と学習の取り組み、臨む姿勢を加味し、学習意欲を把握している。 課題レポートについてはテーマに沿った内容であるか、提出状況を含めて評価をしている。 学習成果についてはシラバスの成績評価の方法に則り、科目の試験や論文では、評価を4段階で(A・B・C・D)で表す。A(100点～80点) B(79点～70点) C(69点～60点)を合格とし単位認定をしている。D(59点以下)を不合格としている。令和5年度よりGPAを導入している。	

3. 成績評価において、G P A等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。 (客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要) 1年、2年、3年次の学年末に修得すべき科目の合計点の平均を算出し、成績分布表を作成、校内に掲示し閲覧できるようにする。個人には個人の成績表を渡し、自分の位置を確認できるようにする。	
客観的な指標の算出方法の公表方法	4月以降、学生生活の葉を事務所で常時閲覧出来るようにしている。
4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。 (卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要) 本校の教育目標に対応させ、看護職を目指す卒業生として卒業時に臨む姿として以下に示す。 1. ヒューマンケアリングを身につけている。 2. 物事をクリティカルに考え、確かな知識と技術に裏付けられた看護実践ができる。 3. 人間力を磨くことができる。 4. 看護師としての使命感を持ち、倫理観を身につけている。 5. 地域社会に貢献できる力を身につけることができる。 上記のディプロマポリシーを踏まえて、単位習得したものを卒業認定している。	
卒業の認定に関する方針の公表方法	学生生活の葉を個人に配布するとともに事務所で常時閲覧出来るようにしている。

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	佐賀市医師会立看護専門学校
設置者名	一般社団法人 佐賀市医師会

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	https://www.sagashi-med.or.jp
収支計算書又は損益計算書	事務所内の総会資料で常時閲覧できる。
財産目録	事務所内の総会資料で常時閲覧できる。
事業報告書	事務所内の総会資料で常時閲覧できる。
監事による監査報告（書）	事務所内の総会資料で常時閲覧できる。

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名		専門士		高度専門士		
医療		看護専門課程	看護科		○		—		
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 単位数	開設している授業の種類						
			講義	演習	実習	実験	実技		
3 年	昼	9 3	7 7		1 6				
			9 3						
学生総定員数		学生実員	うち留学生数		専任教員数		兼任教員数		総教員数
160 人		104 人	0 人		8 人		90 人		98 人

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
（概要）カリキュラムポリシー （期待する学生を育成し、到達目標を達成する為の教育課程） 1. 高等課程で学んだ看護の知識や技術を、看護専門職として専門性をさらに高め、他者を尊重し、地域貢献ができるよう、ヒューマンケアリングがいきわたる教育課程を構成する。 2. 基礎分野、専門基礎分野、専門分野の3分野でカリキュラムを構成し、1年次から3年次まで3分野が段階を追って発展しながら学習ができるようにする。 3. 働きながら学ぶ学生の特徴を活かし、学内で学んだことを勤務施設で活用して、新たな課題を見つけ、解決策を考えられるよう、それぞれの科目を講義・演習などを通し、実践的に学べるよう、グループワーク、シミュレーション教育、アクティブラーニングなどの授業形態を取り入れる。 4. 地域包括ケアシステムの中で看護を行える人材育成に向けて、基礎看護学と並行して地域・在宅看護論を配置し、1年早期から2年までを通して構成する。また、各々の看護学を、多角的に看護実践できるように、縦割りではなく横断的にかんがえるように領域横断の科目を構成した。

5. 授業では、自分の経験したことを活かし、省察することで実践知を高められるようにする。更に基礎的な内容と臨床現場のリアルをダイナミックに統合し、臨床判断を身につける方法を取り入れる。
6. 実習では学内で学んだ知識・技術・態度を多様な臨地で実践し、倫理観や臨床判断能力、またリフレクションにより経験を意味づけして看護実践能力を高める。

成績評価の基準・方法

(概要)

学科目と実習の評価を行う。

科目ごとに評価の方法は異なり、詳細は看護学教育シラバスを参照する。

学科目の評価は試験、学習状況、課題の提出状況、出席状況等によって行う。実習は科目と同等の重きを置き、目標の到達度とともに実習に臨む姿勢を総合的に判断する。評価は5段階で（S・A・B・C・D）で表し、S（100点～90点）A（89点～80点）B（79点～70点）C（69点～60点）を合格とし、D（59点以下）を不合格とする。

修了・進級の認定基準

(概要)

卒業は3年以上在籍し、本校の教育計画2400時間、93単位を修得したものを単位認定し、運営会議により決定する。

	分野	単位	時間	合計(単位/時間)
卒業要件	基礎分野	14 単位	210 時間	93 単位 (2400 時間)
	専門基礎分野	19 単位	375 時間	
	専門分野	60 単位	1815 時間	

進級は1年次終了時、基礎看護学実習2単位を認定されたもの、2年次終了時に未修得単位8単位を超えない者とする。

学修支援等

(概要)

専門実践教育訓練給付金、日本学生支援機構奨学金、高等技能訓練促進費などの支援体制を整えて学生生活を支援している。本校は働きながら看護師の資格を取得する学校であるため、両立支援に向け家庭や学生が勤務する施設との連携を強化するとともに、精神面ではスクールカウンセラーを導入し支援している。

卒業者数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）

卒業者数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
51 人 (100%)	1 人 (2%)	42 人 (82.4%)	8 人 (15.7%)

(主な就職、業界等)

医療機関、福祉施設等の医療業界

(就職指導内容) 図書室に医療機関等からの求人票を閲覧出来る様にしている。随時、就職相談に応じ ている。
(主な学修成果(資格・検定等)) 看護師 看護師国家試験 大学に編入学可能(3年次)
(備考)(任意記載事項)

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
131 人	7 人	5.3%
(中途退学の主な理由) 学業不振、健康問題、経済的問題		
(中退防止・中退者支援のための取組) 退学とならないよう担任・教務主任が早期より相談を受け、家族・勤務施設との連携 を取り、スクールカウンセラーや合理的配慮へ繋いでいる。		

②学校単位の情報

a)「学生納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考(任意記載事項)
看護科	230,000 円	336,000 円	101,800 円	
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
修学支援(任意記載事項)				

b) 学校評価

自己点検評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) 「学校評価自己点検・自己評価報告」は2019年度から学内の中央掲示板に掲示し、自 由に閲覧できるようにした。
第三者評価の基本方針(実施方法・体制) 教育の一層の充実を図り、本校の社会的使命を達成するため、本校における教育活動 等の状況について専門学校等評価基準 Ver.4 に基づき自ら点検及び評価を行う。学校 の自己点検・自己評価会議を計画的に行う。

評価項目はⅠ．教育理念・目的・目標、Ⅱ．学校運営、Ⅲ．教育活動、Ⅳ．学修成果、Ⅴ．学習支援、Ⅵ．教育環境、Ⅶ．学生・生徒募集と受け入れ、Ⅷ．財務、Ⅸ．法令の遵守Ⅹ．社会貢献・地域貢献を行う。 学校関係者評価の構成は医師会員の診療所理事と専門課程前同窓会長の２名を選出する。学校関係者評価委員会は評価会議や今後の改善策について取りまとめ広く公表する。それを受け、学校は評価結果を改善策の検討において活用し、次年度の重点目標の設定や学校運営、教育活動について学校長を中心に具体的改善を図る。		
第三者評価の委員		
所属	任期	種別
佐賀市医師会副会長 (診療所理事長)	2026 年 4 月 1 日 ～2028 年 3 月 31 日	企業
佐賀市医師会立看護専門学校 看護専門課程 前同窓会長 (介護施設長)	2026 年 4 月 1 日 ～2028 年 3 月 31 日	卒業生
第三者評価結果の公表方法		
(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) 学校の中央掲示板に掲示している。		
(備考)		
第三者評価は実施していない。		

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://www.saga-kangaku.jp/support/

(別紙)

※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄（合計欄を含む。）について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「－」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード (13桁)	H141320100022
学校名 (〇〇大学 等)	佐賀市医師会立看護専門学校
設置者名 (学校法人〇〇学園 等)	一般社団法人佐賀市医師会

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者数 ※括弧内は多子世帯の学生（内数） ※家計急変による者を除く。		19人（－）人	14人（－）人	19人（－）人
内 訳	第Ⅰ区分	一人	一人	
	(うち多子世帯)	(一人)	(0人)	
	第Ⅱ区分	一人	一人	
	(うち多子世帯)	(0人)	(0人)	
	第Ⅲ区分	一人	一人	
	(うち多子世帯)	(0人)	(0人)	
	第Ⅳ区分（理工農）	0人	0人	
	第Ⅳ区分（多子世帯）	一人	一人	
	区分外（多子世帯）	一人	一人	
家計急変による 支援対象者（年間）				0人（0）人
合計（年間）				19人（－）人
(備考)				

※ 本表において、多子世帯とは大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第4条第2項第1号に掲げる授業料等減免対象者をいい、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分（理工農）とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第2号イ～ニに掲げる区分をいう。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0 人
----	-----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	0 人	人	人
修得単位数が「廃止」の基準に該当 （単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が廃止の基準に該当）	0 人	人	人
出席率が「廃止」の基準に該当又は学修意欲が著しく低い状況	0 人	人	人
「警告」の区分に連続して該当 ※「停止」となった場合を除く。	0 人	人	人
計	0 人	人	人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遡って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）			
年間	0 人	前半期	人	後半期	人

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0 人
3月以上の停学	0 人
年間計	0 人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

(1) 停学（3月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、停止を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限る、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
GPA等が下位4分の1	0人	人	人

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限る、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が「警告」の基準に該当	0人	人	人
GPA等が下位4分の1	0人	人	人
出席率が「警告」の基準に該当又は学修意欲が低い状況	0人	人	人
計	0人	人	人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。